

平成 31 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 日本国土開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 朝倉 健夫  
(コード番号：1887 東証)  
問合せ先 取締役経営企画室長 曾根 一郎  
(TEL. 03-3403-3311)

## 自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 31 年 1 月 29 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所本則市場への上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による自己株式の処分の件

- |  |   |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 12,080,000株  |
| (2) 募集株式の払込金額  | 未定(平成31年2月13日開催予定の取締役会で決定する。)   |
| (3) 払込期日   | 平成31年3月4日(月曜日)  |
| (4) 募集方法   | 処分価格(募集価格)での一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、極東証券株式会社及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (5) 処分価格(募集価格)   | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成31年2月22日に決定する。)  |
| (6) 申込期間   | 平成31年2月25日(月曜日)から<br>平成31年2月28日(木曜日)まで  |
| (7) 申込株数単位   | 100株  |
| (8) 株式受渡期日   | 平成31年3月5日(火曜日)  |
| (9) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (10) 払込取扱場所  | 株式会社三菱UFJ銀行 東京営業部   |
| (11) 前記各項を除くほか、本公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |   |
| (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                        |   |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式1,376,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都港区芝大門一丁目1番30号  
株式会社ユーシン 1,374,000株  
東京都新宿区  
増成 公男 2,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、本株式売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止する。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式2,018,400株(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、平成31年2月22日に決定される予定である。)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  
2,018,400株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 2,018,400株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申込期日 平成31年3月26日(火曜日)
- (4) 払込期日 平成31年3月27日(水曜日)
- (5) 割当方法 割当価格で三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当て。ただし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による自己株式の処分を中止する。
- (6) 割当価格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込場所 株式会社三菱UFJ銀行 東京営業部
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、本第三者割当による自己株式の処分を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

[ご参考]

1. 公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- (1) 募集株式及び売出株式の種類及び数
- |            |                       |              |
|------------|-----------------------|--------------|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式                | 12,080,000株  |
| 売出株式の種類及び数 | ①引受人の買取引受けによる売出し      |              |
|            | 当社普通株式                | 1,376,000株   |
|            | ②オーバーアロットメントによる売出し(注) |              |
|            | 当社普通株式                | 上限2,018,400株 |
- (2) 需要の申告期間 平成31年2月15日(金曜日)から  
平成31年2月21日(木曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成31年2月22日(金曜日)  
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 平成31年2月25日(月曜日)から  
平成31年2月28日(木曜日)まで
- (5) 払込期日 平成31年3月4日(月曜日)
- (6) 株式受渡期日 平成31年3月5日(火曜日)

(注)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、主幹事会社が当社株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年1月29日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式2,018,400株の第三者割当による自己株式処分(以下、「本件第三者割当」という。)の決議を行っております。

また、主幹事会社は、平成31年3月5日から平成31年3月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	98,255,000株	
公募による自己株式の処分株式数	12,080,000株	(注) 1.
第三者割当による自己株式の処分株式数	2,018,400株	(注) 2.
第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数	9,900,546株	(注) 2.

(注) 1. 今回の公募による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

(注) 2. 第三者割当による自己株式の処分株式数及び第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数は、上記「4. 第三者割当による自己株式の処分の件」の募集株式数の全数に対して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申し込みがあり、自己株式の処分がなされた場合の数値であります。

## 3. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分における手取概算額5,654,600千円及び第三者割当による自己株式の処分の手取概算金上限948,648千円については、以下に充当する予定です。

### ①技術開発拠点「つくば未来センター及び関連施設」への投資

土木・建築事業にかかる技術開発及び新しい価値創造を目的とした「つくば未来センター及び関連施設」新設に係る設備投資資金として 1,702,000千円（平成31年5月期：893,000千円、平成32年5月期：110,000千円、平成33年5月期：699,000千円）

### ②機械設備の購入

機械土工の推進を目的とし、復興支援技術、リサイクル技術、土砂改良技術のための機械や、ICT施工（無人飛行体を用いた写真測量による現況地形の3次元化や建設機械の自動化技術などを単独もしくは連携させた技術による施工の自動化）のための機械購入資金として 2,116,000千円（平成31年5月期：158,000千円、平成32年5月期：868,000千円、平成33年5月期：1,090,000千円）

### ③全社システム投資

SAPシステムの導入（建設産業全体の生産性向上を目的としたCI-NET導入や連結決算業務の円滑化などを図るための基幹系システム）・経費精算システムの構築（会計システムとの連動により経費精算業務の省力化を図るなど業務改善を図るためのシステム）・建設クラウドシステムからの移行費用（新旧基幹系システム間の移行）等のシステム投資資金として、715,000千円（平成31年5月期：510,000千円、平成32年5月期：205,000千円）

### ④太陽光発電事業への投資（匿名組合への出資）

安定的な収益基盤の確保に向けて注力を進めている太陽光発電事業のうち、震災復興事業の一環として取り組む松島町太陽光発電プロジェクト（宮城県）への出資金5,000,000千円の一部として残額を充当し、当該出資金は発電設備の購入等に充当（平成31年5月期：残額全て）

なお、各使途の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格 500 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。事業基盤を支える技術開発投資や景気変動の影響を受けにくい企業体質の確立に向けた関連事業投資を進め、安定的な事業基盤の確立と株主価値の増大に努めてまいります。

##### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業リスクを回避し、業績向上に資するべく、技術力の強化及び経営基盤を一層強固なものにするための関連事業投資等に活用する考えであります。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、連結配当性向 30%を目標として、安定的な配当の実現を目指してまいります。

なお、平成 31 年 5 月期末配当予想につきましては、別途「平成 31 年 5 月期の業績予想について」において、1 株当たり普通配当 20.0 円に特別配当 7.5 円を加えた 27.5 円の配当を実施予定である旨を公表しております。

##### (4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 28 年 5 月期	平成 29 年 5 月期	平成 30 年 5 月期
1 株当たり当期純利益	24.79 円	36.83 円	124.53 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	6.50 円 (-1 円)	7.50 円 (-1 円)	15.00 円 (-1 円)
配当性向	26.2%	20.4%	12.0%
自己資本当期純利益率	6.3%	8.2%	19.7%
純資産配当率	1.7%	1.5%	2.4%

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

#### 5. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社ユーシン及び増成公男、当社株主及び貸株人である株式会社三菱UFJ銀行並びに当社株主である日本国土開発持株会、株式会社ザイマックス、株式会社西京銀行、アジア航測株式会社、前田建設工業株式会社、日本基礎技術株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、東亜道路工業株式会社、須賀工業株式会社、日比谷総合設備株式会社、トーヨーカネツ株式会社、阪和興業株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、日本国土開発役員持株会、日本アспектコア株式会社、株式会社ほけんeye西京、三信建設工業株式会社、新和コンクリート工業株式会社、ジェコス株式会社、日建工学株式会社、新和商事株式会社、株式会社セイビ、エムエスティ保険サービス株式会社、西京リース株式会社、三菱UFJリース株式会社、吉田良博、清水嘉弘、野村茂生、高田茂、林伊佐雄、安部英一、佐々木伸也、松島浩一、赤神元英、木村秀夫は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の平成 31 年 8

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

月 31 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成 31 年 1 月 29 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当てを受けた者（みずほ信託銀行（一般財団法人日本国土開発未来研究財団口）とは平成 32 年 1 月 23 日まで、当社新株予約権の割当てを受けた者（朝倉健夫以下 38 名）との間には上場日の前日までの継続所有等の確約を行っております。

#### 6. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき、当社従業員への福利厚生を目的として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対し、本募集株式のうち 1,345,600 株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約（以下「本信託契約」という。）を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて導入される制度を「本制度」といいます。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第 2 条第 2 項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続保有に関する確約を書面により取り付けます。

#### 7. 配分の基本方針

販売にあたりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。